eLTAX イメージキャラクター

エルレンジャ



こんにちは 都税事務所です

法人事業税・都民税申告書の荒川税務署での受付について

荒川都税事務所職員が荒川税務署に出張して、法人事業税・都民税申告書の受付を行います。

【受付実施日】

4 月申告分	5 月申告分	6月申告分	7月申告分	8月申告分	9月申告分
×	5/31 (金)	×	×	×	×
10 月申告分	11 月申告分	12 月申告分	1月申告分	2月申告分	3月申告分
X	12/2(月)	×	×	2/28 (金)	×

【受付場所】 荒川税務署1階ロビー受付窓口

【受付時間】 午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで

※昼休み時間(正午~午後1時まで)は受付を実施しません。

【受付対象】 法人事業税・都民税の申告書、法人設立・設置・異動届出書 (荒川・北区・足立区分のみ) ※申告書の付属明細書等への受付印の押印、申告指導、証明、用紙類の交付は行いません。 ※税務署の時間外文書収受箱へ投函された地方税申告書及び税務署へ郵送された地方税申告書は受付できません。

【お問い合わせ先】 荒川都税事務所 事業税課 法人事業税係 (3802) 8111

便利な電子申告・電子納税等を是非ご利用ください!

東京都では、現在、法人事業税・地方法人特別税・法人都民税、23 区内の事業所税、23 区内の固定 資産税(償却資産)について、eLTAX(地方税ポータル・システム)を利用した電子申告等の受付を行っ ています。東京都で現在利用できる手続は下表のとおりです。

	法人事業税・地方法人特別税・法人都民税	事業所税(23 区内)	固定資産税 (償却資産) (23 区内)
電子申告	○予定申告○仲間申告○確定申告○均等割申告○清算確定申告○修正申告など	○納付申告 ○修正申告 ○免税点以下申告 ○事業所用家屋貸付等申告	○償却資産申告
電子申請・出出	○法人設立・設置届出 ○異動届出○中小企業者向け省エネ促進税制による減免申請○申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認申請書○法人税に係る連結納税の承認等の届出 など	○事業所等新設・廃止○事業所税減免申請○みなし共同事業に関する明細	
電子納税	○本税の納付○延滞金の納付○加算金の納付○見込納付	○本税の納付○延滞金の納付○加算金の納付	

<利用手続についてのお問い合わせ>

【 **グイ** ホームページ】 http://www.eltax.jp/

【 **巡**方 へルプデスク】 0570-081459(IP 電話・PHS をご利用の場合:045-759-3931)

月~金午前8時30分~午後9時 (土・日・祝祭日、年末年始12/29~1/3は除く)

(エ・ロ・仇宗ロ、平不平姫 12/29)
<申告内容や審査・納税についてのお問い合わせ>

【電子申告、電子申請·届出】 荒川都税事務所 事業税課 法人事業税係 (3802) 8111

(事業所税については 千代田都税事務所 (3252) 7141)

【電 子 納 税】 荒川都税事務所 徴 収 課 徴 収 管 理 係 (3802) 8111

